

事業計画意見書

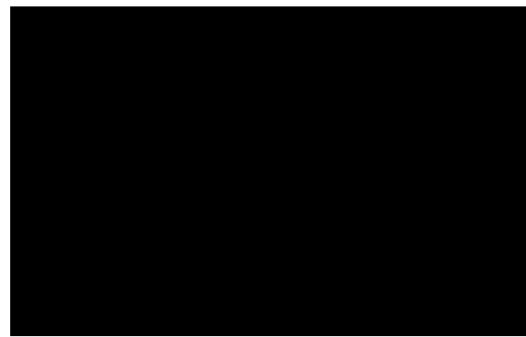
令和6年8月7日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input checked="" type="checkbox"/> 悪臭 <input checked="" type="checkbox"/> 土壌 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤 <input checked="" type="checkbox"/> 生物 <input checked="" type="checkbox"/> 景観 その他 ( )
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	仮に施設が建設され計画通りに運用されたとして、処分場閉鎖後、住民への安全保障項目がなく、末代までの不安が解消できない。
理由 (必須)	「施設閉鎖後」の住民に対する安全保障項目がない。

おし  
1

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 ( イ ・  ・ ロ ・ 不明 )

事業計画意見書

令和6年8月7日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 大気・ <input checked="" type="checkbox"/> 水質・                 騒音・                 振動・                 悪臭・ <input checked="" type="checkbox"/> 土壌・                 地盤・ <input checked="" type="checkbox"/> 生物 景観・その他 ( )
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) <p>「石綿含有産業廃棄物」は、特別廃棄物として指定されているが説明会資料では「指定した場所」が不明。また、他の廃棄物と混入して搬入された場合、現場での分別が出来ない。結局通常の廃棄物として埋められてしまう。</p>	
理由 (必須) <p>「石綿含有産業廃棄物埋立て場所」不明</p>	

右引  
2

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

-----  
 会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 ( イ ・  ・ ロ ・ 不明 )

事業計画意見書

令和6年8月7日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音・振動・悪臭 <input checked="" type="checkbox"/> 土壌 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤 <input checked="" type="checkbox"/> 生物 景観・その他 ( )
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) <p>「石綿含有産業廃棄物」は、特別廃棄物として指定されているが説明会資料では「指定した場所」が不明。また、他の廃棄物と混入して搬入された場合、現場での分別が出来ない。結局通常の廃棄物として埋められてしまう。</p>	
理由 (必須)	「石綿含有産業廃棄物埋立て場所」不明 <p style="text-align: right;">不引 3</p>

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 ( イ ・  ・ ロ ・ 不明 )

事業計画意見書

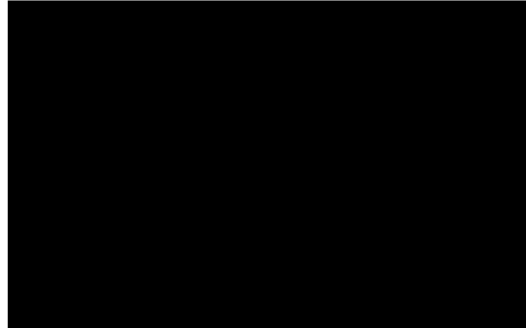
令和6年8月7日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	Ⓐ・Ⓑ・騒音・振動・Ⓔ・Ⓕ・Ⓖ・Ⓗ・ 景観・その他 ( )
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
埋立工法は「セル&サンドイッチ方式」で、覆土層の厚みは不明だが現地での必要量が不足の場合は、当然外部からの持ち込みになる。 その時の持込土壌の安全性は説明会資料からは確認出来ない。	
理由 (必須)	覆土の土壌の安全性確保が出来ない

7031  
4

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 ( イ ・ Ⓐ ・ ロ ・ 不明 )

事業計画意見書

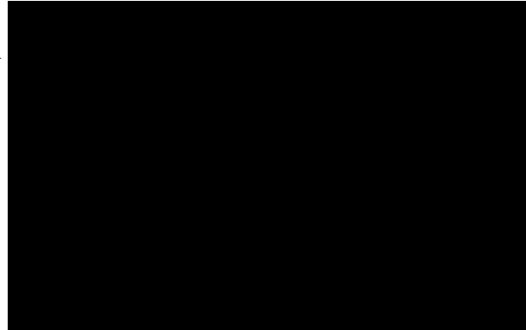
令和6年8月7日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input checked="" type="checkbox"/> 悪臭 <input checked="" type="checkbox"/> 土壌 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤 <input checked="" type="checkbox"/> 生物 景観・その他 ( )
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) <p>「※安定型産業廃棄物とは、有害物質・有機物などの付着がなく、雨水などにさらされても変化を起こさない (容易に科学的変化を起こさない) 廃棄物です」</p> <p>にも関わらず、より安全対策として下記の設備を設置する事は、指定種類廃棄物混入を想定していると考えざるを得ない。</p>	
理由 (必須) <p>ガス抜き管及び浸透水処理施設付設は指定廃棄物以外搬入可を想定している。</p>	

布引  
5

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 ( イ ・  ハ ・ ロ ・ 不明 )

事業計画意見書

令和6年8月7日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 大気・ <input checked="" type="checkbox"/> 水質・騒音・振動・ <input checked="" type="checkbox"/> 悪臭・ <input checked="" type="checkbox"/> 土壌・ <input checked="" type="checkbox"/> 地盤・ <input checked="" type="checkbox"/> 生物 景観・その他 ( )
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) <p>処理する廃物の種類の中で、</p> ① /ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)                 と                 ② /工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片 その他これに類する不要物 (石綿含有産業廃棄物を含む) の①と②の内容でコンクリートについては、なんでも持ち込めるようになっている。	
理由 (必須)	廃棄物の種類表示に矛盾がある

布引  
6

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 ( イ ・  ハ ・ ロ ・ 不明 )

事業計画意見書

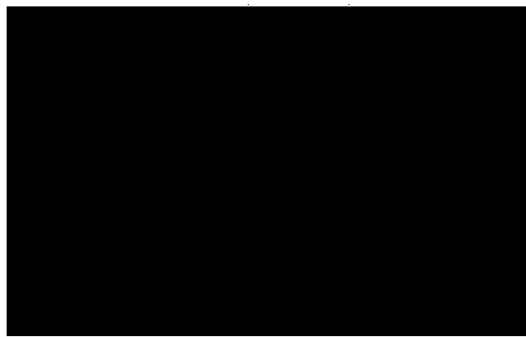
令和6年8月7日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input checked="" type="checkbox"/> 悪臭 <input checked="" type="checkbox"/> 土壌 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤 <input checked="" type="checkbox"/> 生物 景観・その他 ( )
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) <p>搬入積載物には「有害物質・有機物」などの付着がなく・・・」となっているが、検査方法の表示がなく全く信用出来ない。</p>	
理由 (必須) <p>「有害物質」・有機物」付着有無確認は不可能</p>	

布引  
7

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 ( イ ・  ・ ロ ・ 不明 )

事業計画意見書

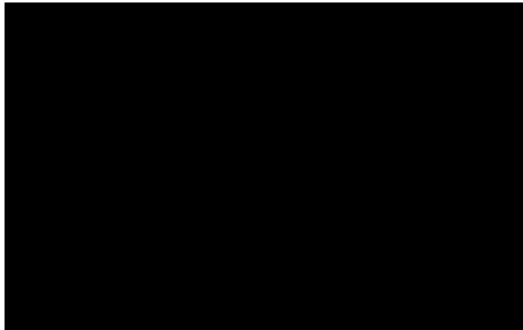
令和6年8月7日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 大気・ <input checked="" type="checkbox"/> 水質・ <input checked="" type="checkbox"/> 騒音・                 振動・ <input checked="" type="checkbox"/> 悪臭・ <input checked="" type="checkbox"/> 土壌・ <input checked="" type="checkbox"/> 地盤・ <input checked="" type="checkbox"/> 生物 景観・その他 ( )
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)  説明会において、既設の大津市の実績を誇示しているが、当大山田地区と環境や条件が違う。特に敷地内展会場で50cm程度に敷き均しても、検査するのは人間であり科学的な測定器具を使用しないのなら、必ずヒューマンエラーが発生する。毎回持込車両全てに実施すると言うが、コストがかかる作業に加え、検査当日の気象状況にも全く抜け目なく実施出来るとは考えられない。	
理由 (必須)  過去・他地域の実績を誇示しているが、大山田地区での保証にはならない。	

布引  
8

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 ( イ ・  ハ ・ ロ ・ 不明 )



事業計画意見書

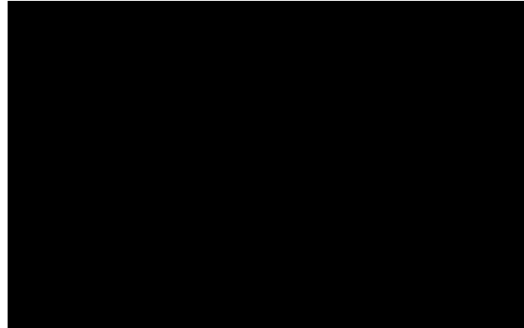
令和6年8月7日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	①大気・②水質・騒音・振動・③悪臭・④土壌・⑤地盤・⑥生物 景観・その他 ( )
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
安定型産業廃棄物に指定されている種類以外の持込は、搬送業者のトラックから降ろす前に、「検査」をすとなっているが、外観からの確認はできると思うが、搬送トラックの堆積物の中身までは確認出来ない。	
理由 (必須)	指定持込品の徹底確認不可

布引  
9

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 ( イ ・ ① ・ ロ ・ 不明 )

事業計画意見書

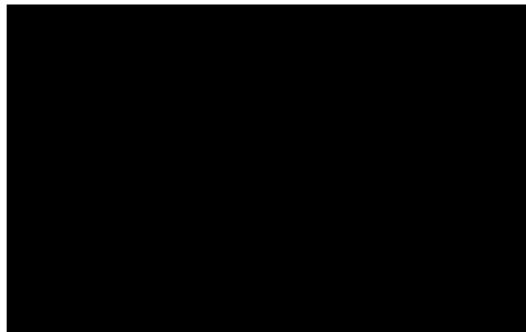
令和6年8月7日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (農作物 飲料水)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
<p>服部川下流水質悪化 : 全くの自然の中へ新しく科学製品が混入すると当然、自然環境に変化が発生する。規制基準内であっても、一次的な対処手段であって、将来を保障するものではない。10年先・20年先等の短期ではなく、世紀単位で考えると雨水の浸入から地下水と合流し、服部川へ流入後、下流域の生活水 (山田地区飲料用及び水田等作物用) の水質が、規制基準値を超えてしまう。</p>	
理由 (必須)	
服部川下流域の水質悪化	

布引  
10

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 ( イ ・ ⑧ ・ ロ ・ 不明 )